



令和8年度

千代田区事務員(障害者福祉課) (会計年度任用職員)採用選考案内

会計年度任用職員とは、一会計年度（4月1日から3月31日まで）を超えない範囲内で任用される一般職の非常勤職員です。

会計年度任用職員として任用されると、地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用されます。

1 選考対象者及び募集内容

職名	事務員
職務内容	(1) 課に係る庶務に関すること。 (2) 障害者福祉業務に関すること。 (3) その他保健福祉部長が、障害者福祉課の円滑な事務執行を図るために必要であると認めること。
必要な資格等	行政事務に関する実務経験を有する者 (区市町村で庶務担当事務に関する実務経験があれば尚可)
任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 ただし、令和9年度以降に同一の職務内容の職が設置された場合は、公募の選考により、再度任用する場合があります。
条件付採用期間	原則1か月 (※1) 1か月の実勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまでは条件付採用期間が引き続きます。 (※2) 任用の都度、条件付採用期間があります。
採用予定数	1名

注意事項

- ※ 日本国籍を有する方のみ受験できます。
- ※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。
- ※ 任期が重複する千代田区会計年度任用職員の職の選考に既に申し込んでいる方又は申し込む予定のある方は受験できません。

2 勤務条件

給 与	<p>【報酬額】 報酬月額 242,650 円 (令和8年4月1日見込み) ・この報酬額には、常勤職員に支給される地域手当相当分を含んでいます。 ・採用前に、給与改定等があった場合には、その定めるところによります。また、任期途中に給与改定等があった場合には、条例の定めにより、常勤職員に準じて増額又は減額される場合があります。</p> <p>【期末・勤勉手当】 年間の期末・勤勉手当の合計支給月数 計 4.90 月 (令和8年4月1日見込み) 法令等の基準を満たす場合は、6月及び12月に期末・勤勉手当の支給があります。ただし、支給期、支給月数等は条例の定めにより、変更される場合があります。</p> <p>【費用弁償】 このほか条例等の定めるところにより、費用弁償（通勤手当相当、上限 55,000 円/月）が支給されます。</p>
勤務場所	保健福祉部障害者福祉課（千代田区九段南1-2-1 千代田区役所3階） ※ 組織改正等により変更がある場合があります。 ※ 就業場所は、原則敷地内禁煙です。
勤務日数	月 16 日
勤務時間	8:30~17:15 の 7 時間 45 分（休憩時間 60 分を除く）
休暇等	4月からの採用（初年度）の場合、1年間に7日年次有給休暇が付与されます。それ以外の場合は、任期と任用年数に応じた日数の年次有給休暇が付与されます。 このほか、夏季休暇、慶弔休暇等があります。

週休日・休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始等
保 険	東京都職員共済組合（健康保険）・厚生年金保険・雇用保険・労災保険加入

3 申込み手続き

（1）申込方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、必要書類（履歴書）と併せて下記のとおり郵送又は千代田区役所3階障害者福祉課の窓口に提出してください。

（2）申込期間

方法	期間	注意事項
郵送	令和8年1月29日（木） ～2月3日（火） (必着)	A4判が入る大きさ（角形2号）の封筒に入れ、表に赤字で「障害者福祉課事務員採用選考申込」と明記し、 <u>簡易書留で送ってください。</u> 簡易書留によらない郵送での事故については、責任を負いません。
窓口	令和8年1月29日（木） ～2月3日（火）	受付時間は、8：30～17：00です。 ※土・日曜日、祝日は受け付けていません。

（3）郵送先、提出先及び問合せ先

〒102-8688

東京都千代田区九段南1-2-1

千代田区役所 保健福祉部障害者福祉課（区役所3階）

電話 03-5211-4214（直通）

※ 応募書類については、選考結果を問わず返却しません。

4 選考の方法及び選考日

選考方法	書類審査及び面接
面接日	令和8年2月12日（木）（予定）
面接会場	千代田区役所本庁舎（千代田区九段南1-2-1）3階会議室
受験票	令和8年2月4日（水）以降に郵送します。なお、令和8年2月9日（月）までに届かない場合には、障害者福祉課までお問い合わせください。 <u>受験票は、選考日当日必ずお持ちください。</u>

合格発表	令和8年2月中旬（予定）までに、合否にかかわらず受験者全員に郵送でお知らせします。
------	---

5 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施に当たり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

（参考）地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。